



エコマーク運営委員会規程

エコマーク運営委員会(以下「運営委員会」という)の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

(所掌事務)

第1条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)エコマーク事業の実施計画および予算の審議
- (2)エコマーク事業実施要領、各委員会に関する諸ガイドラインおよび規程などの制定・見直しの審議
- (3)その他エコマーク事業の運営に関する事項の審議

(構成および委員の委嘱)

第2条 運営委員会は15名以上25名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、公益財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

- (1)環境保全に関する学識者
- (2)関係行政機関、消費者関係団体、事業者関係団体などの有識者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第4条 委員が次の各号の一に該当する場合、公益財団法人日本環境協会理事長はこれを解任することができる。

- (1)職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2)職務を怠り、または職務上の義務に反した場合
- (3)公職または所属する組織の地位により任命された委員が、その地位を離れた場合

(委員長)

第5条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 運営委員会は、原則として年2回開催するものとする。

(会議の定足数および議決数)

第7条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が出席し議決に参加できるものとする。

(機密保持)

第8条 委員は、本委員会の事務の遂行に際し知りえた非公知の情報については、本委員会の事務の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。委員会資料等の取り扱いは、別に定める「委員会資料等の公開に関する取り決め」に従うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程は、運営委員会またはエコマーク事務局の発議に基づき、委員の2/3以上の賛成によって議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/pdf/EM07.pdf> ✉ info@ecomark.jp

[制・改定履歴]

1988年 8月 1日	制定施行
1994年 4月 1日	改定施行
1999年 9月29日	改定施行
2000年10月 1日	改定施行
2008年 4月 1日	改定施行
2010年 4月 1日	改定施行
2013年 4月 1日	改定施行(公益財団法人設立)
2022年 4月 1日	改定施行
2022年10月 5日	改定施行(第4条、第8条の追加)